令和８年度　第３回羽村市スポーツ推進審議会　会議録

日　時　令和８年９月 13 日（日曜日）　午後３時 00 分～４時 30 分

会　場　プリモホールゆとろぎ ２階 会議室

出席者　新島二三彦、河合律子、中溝正治、杉渕典子、樗木次男、高橋光子、
堀松英紀、永松俊哉、萩原郁美
（10 名中、９名出席）

欠席者　古瀬義房

傍聴者　なし

事務局　スポーツ推進課長　小山、係長　吉岡

議　題

(1) 次期スポーツ推進計画（生涯学習基本計画）の策定について

(2) 市民スポーツまつりについて

配布資料
・資料１ 次期スポーツ推進計画（生涯学習基本計画）の施策７、施策 10（案）
・資料２ 市民スポーツまつりリーフレット（案）
・資料３ 羽村市の動向などについて
・資料 3-2 令和８年度第２回障害者スポーツ・レクリエーション体験教室ちらし
・資料 3-3 こども性暴力防止法チラシ
・はむすぽニュース第 62 号
・令和８年度第２回審議会会議録

議　事

１　開会あいさつ

事務局　　令和８年度第３回羽村市スポーツ推進審議会を開催させていただきます。それでは次第の２から４につきましては永松会長よろしくお願いいたします。

２　議　題

（1）次期スポーツ推進計画（生涯学習基本計画）の策定について

会長　　事務局から議題（１）次期スポーツ推進計画の策定についての説明をお願いします。

事務局　　【資料１に沿って説明】

会長　　事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありますか。

質問がないようですので原案通り承認します。

（2）市民スポーツまつりについて

会長　　事務局から議題（２）市民スポーツまつりについての説明をお願いします。

事務局　　【資料２に沿って説明】

会長　　事務局からの説明が終わりましたが、質問等はありますか。

委員　　参加人数は想定しているのですか。

事務局　　去年より 1000 人多く見込んで 8000 人と想定はしております。少しずつ新しいプログラムを増やすことで、去年来た方も興味持って引き続きてきてもらえばいいと思っています。

会長　　カウントはどうやってとるのですか。

事務局　　来場された人数を把握したいのですが難しいので体験した人数でカウントしています。同じ方が他のブースに行けば重複にはなりますが延べ参加者数として把握いたします。

委員　　13 番の「SS トライアスロン大会 PR」のトライアスロン大会を初めてやったようですがその概要を教えてください。

事務局　　8 月 30 日に羽村市で初めてスーパースプリント（SS)トライアスロン大会を実施しました。通常のトライアスロンより距離が短いトライアスロンのことです。

スタート地点は多摩川の堰下橋と羽村大橋の間をスイミングで堰下橋に向かって橋脚まで往復（片道 200 往復 400m）を泳ぎ、次に玉川上水沿いでバイク（自転車）に乗り換え、奥多摩街道から水道局の方に向かい水上公園の方に下って宮ノ下公園を抜け、阿蘇神社の手前の角を右に曲がり、間坂街道を登り、スポーツセンター先の羽加美栄立体交差をくぐり抜け、市役所通りを右に曲がり、福生方面に向かい、神明台の交差点を左折し、産業道路左折しました。産業道路の交通規制は上下

線走れるようになっていましたがそれ以外のところは全部通行止めでした。産業道路を富士見公園を通り抜けてカシオの交差点で左折し武蔵野公園を一周回って、栄緑地通りを富士見公園の方にまっすぐ行って、駐車場にバイクを停め、富士見公園をランで３周してゴールという形でした。バイクは大体 10 キロ程度ランは３キロ程度です。トップアスリートは 30 分程度でゴールしました。

朝９時にスタートして、最後にスタートしたのは９時 40 分頃でしたが最終的なゴールは 11 時頃でした。当日は表彰式に小池都知事も来ていただいてプレゼンターをしていただきました。

今回は行政が直接やるのではなく、民間の団体の皆さんが声を掛け合い、実行委員会を作ってやっていただいた事業で苦労もあったとは思いますけれども行政に頼らずいろんな方々に声かけて、協力していただき実施されました。今回第１回となっておりますので来年以降も、同じ８月に第２回を開催すると聞いております。

行政としては東京都も含め後援として後押しする形になると思います。今年以上に盛り上がれるように反省点を把握し改善していかなければいけないと思っております。

委員　　参加者は何人くらいでしたか。

事務局　　大体 500 人でした。ゴール地点の富士見公園にはキッチンカーや催し物をやっていたのでもう少し周知できれば良かったと思います。現地に行かなくても楽しめるということもあったので PR 不足だったと思います。参加してくれた人は、とても良かったということでした。

委員　　羽村はトライアスロンクラブはあるのですか

事務局　　羽村にはありません。青梅、八王子には３クラブあります。今回もそこが主体でやっていただいたと聞いております。

委員　　初めての事業ですか。

事務局　　東京都でも初めての事業です。コロナ前、昭和記念公園の中や都内の海に近いところではやったことありますが、多摩川沿いの自然の川を使ったのは初めてということです。

委員　　多摩川の水量で実施の可能性は検討されたのですか。

事務局　　数日前には水が増えすぎて出来るかどうか心配しましたが泳いでみると匂いも全然なく、透明度も高かったので、参加した人たちも喜んでいたという話を聞きました。川で泳ぐと匂いが着衣にもつくらしいのですが匂いも感じないし、全然違和感なく泳げてとても良かったとのことです。

委員　　阿蘇神社の近辺が自転車のスポットになってるのと関係しているのですか。

事務局　　今回とは関係ありません。東京都内から阿蘇神社のところまでは河川敷を走れます。そこからは上流に自転車ロードがないので終着点になっています。阿蘇神社にサイクリングのお守りみたいなものが売っていて寄って帰るという話もあります。

委員　　東京都も後援ですか。

事務局　　羽村市と一緒で後援です。実際のところ主催をした青梅の団体の代表の方はトライアスロンに日本全国、世界大会にも携わっている方でその方がやるなら協力しましょうという雰囲気で話が進んだそうです。また、都議会議員などを通じていろんな団体の方にも協力していただきながら、進めたという話を伺っています。警視庁や東京都のスポーツ推進本部も協力的にいろいろと話し合ってるということです。警察も協力的で実行委員会と福生警察署の方が全部コースも歩き回って工事も全部チェックして確認したということです。

委員　　羽村市に依頼が来たのですか。

事務局　　立ち上げた方が羽村市民で、羽村でやれるような感じになってきたので、協力してもらえることはないかという話で、去年の夏ぐらいから実際に泳げるかどうかを確認して泳げそうだからやりたいということで話を進めて 11 月頃羽村市に相談がありました。

会長　　トライアスロンの場合、ランやバイクに比べて、泳ぐところをどう確保するかがとても大変で、海でやるにしても、水質はどうか、川だと川幅とか匂いとかの話になります。水泳に適した場所として水門のある堰のあたりがちょうど適していたのかもしれません。

トラブルが起こったときは、どこが対応する体制ですか。

事務局　　基本的には主催者の実行委員会が全てに対応するということでした。交通規制の対応は、警察署と一緒にやっているので、警察官も一緒に事前にお問い合わせいただいたところに説明に行ったりしていたと聞いております。

委員　　何十年も前にスイミングセンターと富士見公園を使ってという話がありましたが規模が全然違います。

委員　　多摩川は泳いでいいんですか。

事務局　　基本的には今も位置づけとしては何年か前に事故がありましたので、推奨はしていません。その辺もあって、市としてはトライアスロンはいいというわけにはいかない部分もあり、今回は皆さんで、立ち上げてやっていただきました。その効果もあって、あの地域の玉川町、清流

町の方々も協力していただいて一緒にゴミ拾い、草刈り、石の片づけなど川の中に入ってやっていただきました。
　当日は消防署や救急隊もすぐ近くにいて何かあったら対応できるようにしていました。ライフセービングの方たちに協力していただいて、泳ぐ人たちの両脇に列を作って、そこからはみ出ないように対応したり危険を伴う場合助けるといった方策もしながら何かあっても対応できる体制をとっていました。

委員　　来年もやるとしたら富士見公園のキッチンカーが出ていた反対側のスペースでモルック体験など出来ないですか。

事務局　　出来ると思います。

委員　　話があればぜひそういうことも出してください。

事務局　　今回は主催者側で呼べる範囲でやりました。計画を進めていく中でいろいろな付加価値をつけて競技に参加してくれた方や会場に来てくれた方たちにも、来れば楽しめたり、市民の団体の人たちの活動も披露できる場所を設定出来ると思っています。
　今回は羽村市としては後援だったので声がけしていません。今後機運が高まれば、産業振興という観点からも空いてるスペースを活用して活性化していきたいと思います。

会長　　来年もお願いされるのではないかと思います。今お話があったようにこの大会が羽村市のスポーツ活性化の場になるのであれば、市としても前向きに支援や協力をしていくとよいと思います。

委員　　参加費はいくらですか。

事務局　　１人２万円の参加費です。それで運営を賄っています。東京都からの補助もありません。

会長　　市民スポーツまつりリーフレット 13 番「SS トライアスロン大会 PR」は何を PR するのですか。

事務局　　当日撮影した写真の展示や YouTube の動画でその様子を流したり、トライアスロンで使う自転車の展示や乗車体験などを考えているとのことです。

会長　　この内容でご承認いただけますでしょうか。
ありがとうございます。

3　報告

（1）羽村市の動向等について

会長　　（1）羽村市の動向等について説明をお願いします。

事務局　　【資料３に沿って説明】

会長　　資料３について事務局からの説明が終わりましたが、質問ご意見等はありますか。その他についてはご確認ください。

委員　　特になし

会長　　別件で私から報告と質問をさせていただきます。
関係する団体の方から意見がありましたので、その共有とそれに関する質問です。富士見のテニスコートですが毎年６月、９月に年４回ほど中体連第８ブロックのソフトテニス大会がありコートが占有されてしまいます。学校教育活動で重要なことはわかっていますが、一方で生涯スポーツの面で市民の利用が阻害されるという面もあります。第８ブロックの今後に向けて中体連の大会の円滑な運営と市民のスポーツの機会を阻害しないような配慮という部分で、他市町村で輪番で行うというのはどうかと思います。

事務局　　基本的には、市民の方が活動する場所なので、大きな大会は各会場の輪番制でと申し入れております。
テニスコートは他の自治体にもありますがこれまでやってきてるからだと思います。一方で指定管理者にテニスコートを管理していただいておりますから使用する占有率が大きいので、何とかならないかとの話も受けています。輪番制で他の自治体の会場を回ってもらいたいという話もいただいてます。
今年もスポーツカレンダーの作成にあたって、声掛けしていきますがその辺も明記していくことになっております。最終的にはスポーツ協会の取りまとめでカレンダーを作って調整をしていただいていますので輪番制についても話をさせていただいています。今年度もこれから皆さんに周知するので、整理していきたいと思っております。

会長　　明らかに輪番制にすればよいだけだと思います。なぜ輪番制が実現できないのか大変疑問に思います。スポーツ推進審議会としては、市民のスポーツの機会をどう確保するか、それが阻害されてるのであればどう改善していくかという観点で前向きに検討していただきたいと思います。

事務局　　テニスだけに限らずグラウンドも同じ状況にあるので、他の自治体も一緒にやるイベントや大会は順番に他の会場も回っていただきたいと話しておりますので、調整して検討したいと思います。

会長　　テニスだけではなくて、他のスポーツでも同じようなことが起こってるのではないかと危惧します。早急に対応・改善していただきたいと思います。

委員　　富士見小学校の体育館の使用会議に行きました。ある団体からこの日は大会やることに決めてるから、譲れませんという発言がありました。これから調整をしようというときに既に大会を決めてるからという理由でいいのかという気がしました。

委員　　スポーツカレンダーには書いてないのですか。

事務局　　基本的に打ち合わせ会議では、皆さんの同意を得て決めていくのが通常のスタンスです。ただ、スポーツカレンダーに掲載されている大会もあるので確認すればいいとは思います。

ただ、決まってるからではなく打ち合わせ会議で皆さんで話し合って同意を得て決めてくださいということが大前提です。参加した人に同意を得て決めていただかないと、みんなで打ち合わせして調整する場なのに決めてこられても困るという方もいらっしゃいます。毎月の打合せで事前にこの月にはこういう予定が入ってると言っておけばいい話だとは思います。今後も代表者会議の中で話をしたいと思います。ケースによってはスポーツカレンダーで事前に学校の体育館や校庭を押さえているものもありますのでそれを整理した上で、皆さんで話し合って、同意を得て使っていただくようにお願いしていきたいと思います。

会長　　その辺の手続きを明確にしていただいて、市民のスポーツ推進が最優先で考えられるような状況にしていただければと思います。

会長　　他によろしいでしょうか。
では全て終了ですので、事務局に進行をお返しします。

5　閉会のあいさつ

事務局　　永松会長ありがとうございました。会議録につきましては、確認のため後日、メールでお送りさせていただきますので、確認をお願いします。

最後に堀松副会長から閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長　　ある行政の担当職員の方からご質問いただきました。

某市の体育館でプロバスケットボールに貸してよろしいでしょうか。という質問が来たのですけど皆さんどう思いますか。

法律では貸していいことになっています。スポーツ基本法でプロスポーツを行政は推進しなければいけないとなっています。以前はプロスポーツには貸し出せませんでした。スポーツセンターにもプロレスなどがよくきました。法律もあるし教育委員会として貸せませんと言

ったら、福生に行ったら福生では貸していました。

法律が変わって、プロとアマの垣根がなくなりました。国立競技場もＪリーグのサッカーをやりますし、東京体育館ももちろん貸し出しています。だから市町村の体育館でも法律的には貸してもいいのですけど市の考え方で、あくまでも市民を対象に作った体育館だから、空いてるところだけは貸しますという言い方をすればいいのではないですかと答えをしました。

ですけどスポーツ基本法という法律が行政の中に全然浸透してないです。だからはっきり判断つかないことになるし、実際には断っているところもあるみたいです。

以前のスポーツ振興法では、プロスポーツは範疇ではない。民間のスポーツクラブなどには貸さなかったです。だけど今は変わってしまいました。認識を変えないと駄目だと思います。

現状では言ってきても使えないと思います。法律では貸してもいいとなっていますが。まだ古いアマチュアリズムが残っていると思います。

本日はありがとうございました。

事務局　以上をもちまして、令和８年度第３回羽村市スポーツ推進審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。